

富士市子どもの権利条例 前文の構成案について

条例を制定する趣旨や目的を明らかにし、個別の条文規定の解釈の指針とするため、前文を置きます。この前文において、子どもの権利に関する条例の制定に対する市民と市の決意を宣言します。

1 子ども一人ひとりがかけがいのない存在であること

(想定されるキーワード)

- ・ 1人の人間として尊重
- ・ 権利の主体
- ・ 愛される存在
- ・ かけがいのない存在
- ・ 自分らしく成長
- ・ 夢や希望
- ・ 失敗してもやり直せる
- ・ 未来
- ・ 多様性

2 子どもが権利を行使するに当たっての基本的な考え方

(想定されるキーワード)

- ・ 権利を学ぶ
- ・ 他人の権利を尊重
- ・ 社会性を身につける (規範意識)
- ・ 年齢や発達に応じて
- ・ 自ら考え責任を持って行動する大人へ
- ・ 自立した社会人 (大人)

3 大人が果たすべき基本的な役割

(想定されるキーワード)

- ・ 子どもの権利の認識、理解
- ・ 子どもの最善の利益
- ・ 子どもの意見を尊重
- ・ 子どもの声を聴く
- ・ 愛情を持って
- ・ 責任
- ・ 手本

4 子どもが富士市の今と未来をつくる社会の一員であること

(想定されるキーワード)

- ・ 社会を構成するパートナー
- ・ とともに
- ・ 大人と子どもの信頼関係
- ・ 今と未来

5 市民と市が子どもの権利の保障を進める決意表明

(想定されるキーワード)

- ・ 憲法や条約の理念に基づいて
 - ・ 富士山のように 広く 美しく 高く たくましく 強く 正しい心を持った
- 【富士市民憲章】